



認定農業者になるには



認定農業者制度とは？

意欲と能力のある農業者が、自身の農業経営を計画的に改善するため、「**農業経営改善計画**」を作成し、**市町村が認定する制度**です。

認定農業者になれる人はどんな人？

性別や専業・兼業の別等を問わず、**どなたでも認定を受けることができます。**

認定要件

- ① 主たる農業従事者1人あたりの**年間労働時間が1800時間程度**で、農業による**所得が450万円以上**
- ② 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ③ 計画内容について**達成される見込みが確実**であるか

認定農業者に対する支援措置

- ① 低利で融資を受けることができます！（スーパーL資金・農業近代化資金等）
- ② 経営所得安定対策交付金が貰えます！（ゲタ対策・ナラシ対策）
- ③ 機械補助などの補助事業が受けやすくなります！

手続きの流れ

① 農業経営改善計画の作成、提出

認定農業者になるには、現在の農業経営と5年後の農業経営の目標、目標を達成するための方法を記入した「**農業経営改善計画**」を作成し、提出してください。なお、現在認定されている方については、認定有効期限までに申請書をお送りしますので、提出期限までに提出してください。新たに、認定を希望する方は、下記問い合わせ先にご連絡いただきましたら申請書類をお送りします。



② 個別ヒアリング

提出された「**農業経営改善計画**」の達成に向けて、南淡路農業改良普及センター職員の指導を受けます。



③ 審議会

計画が認定要件に沿った内容かどうかを洲本市農業経営基盤強化促進審議会において審査します。

④ 認定の可否

審査結果を基に、内容が適当であれば、**5年間の有効期限**を付して認定農業者として市が認定し、申請者に結果をお知らせします。

認定されるまでのスケジュール

更新通知日	計画書提出締切日	ヒアリング(事前指導)	審議会	認定日
2月下旬	3月末日	4月下旬	5月下旬	6月1日
5月下旬	6月末日	7月下旬	8月下旬	9月1日
8月下旬	9月末日	10月下旬	11月下旬	12月1日
11月下旬	12月末日	1月下旬	2月下旬	3月1日

今後は左記のスケジュールに沿って更新を行いますので、移行期間中は、有効期間が1~2か月前倒しになる場合があります。ご了承ください。



問い合わせ先

☎656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
 ☎0799-24-7638 / fax0799-25-3590

洲本市産業振興部農政課 担い手育成係
 ✉ nousei@city.sumoto.lg.jp

